



金 沢 市 公 報

第 2 7 5 9 号 の 2

平成25年(2013年)4月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
教育委員会告示	
平成23年教育委員会告示第5号(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて)の一部改正について (歴史建造物整備課)	1

平成24年教育委員会告示第5号(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて)の一部改正について (")	5
--	---

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第6号

平成23年教育委員会告示第5号(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて)の一部を次のように改正する。

平成25年4月22日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

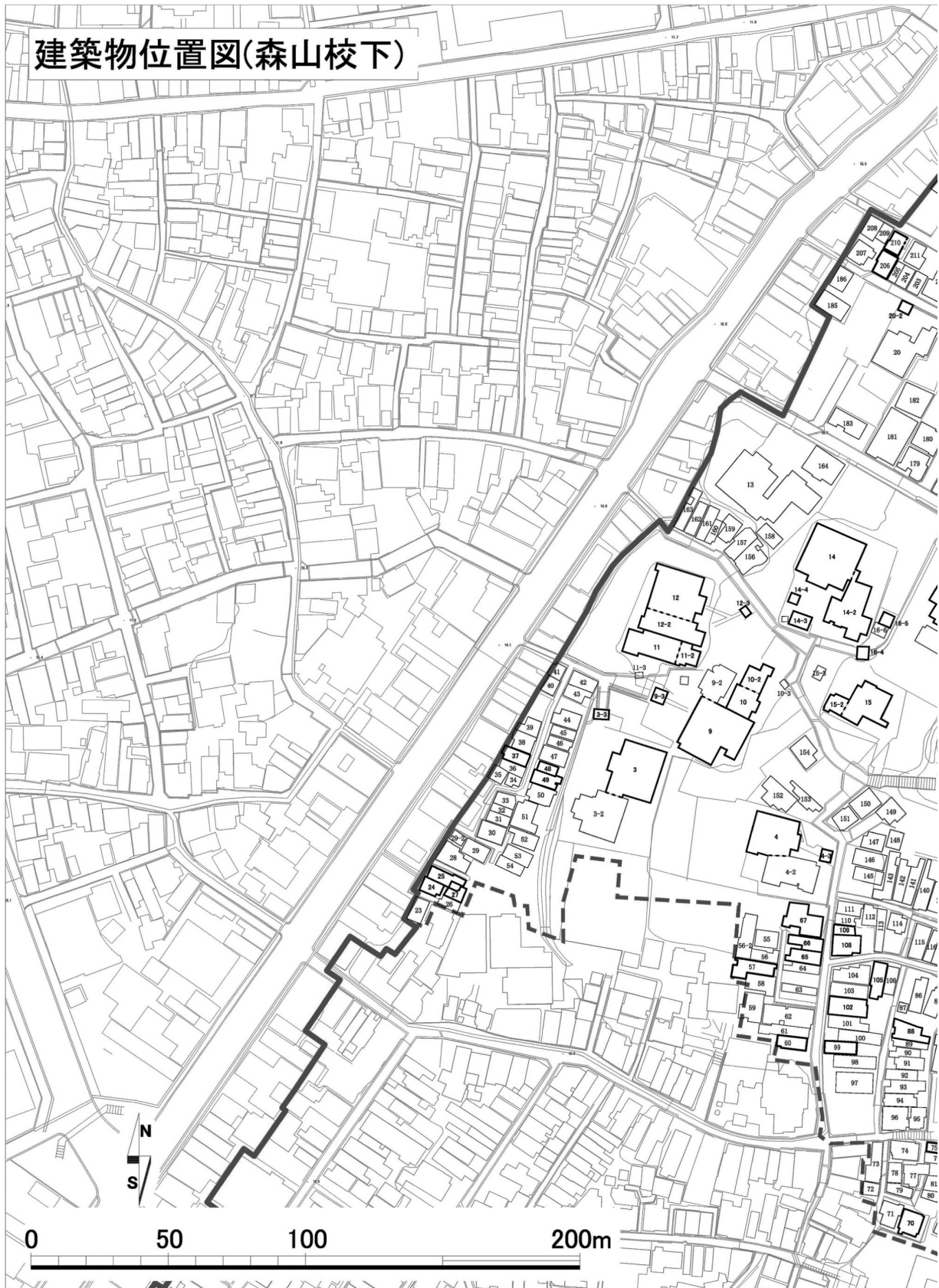
別図第2-1を次のように改める。

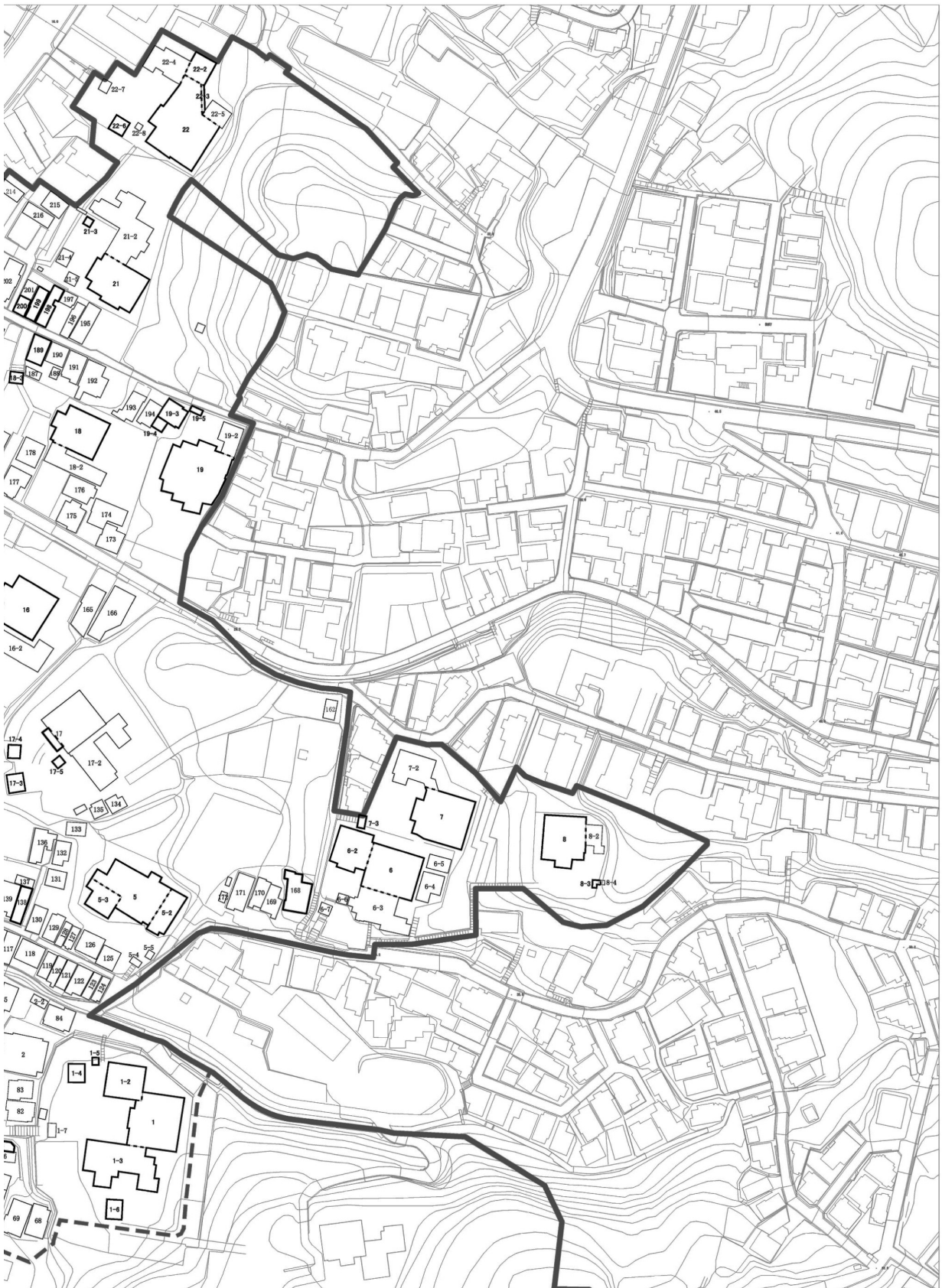
別図第2-1 伝統的建造物(建築物)に係る図面(全体)

(別図第2-1は、登載を省略し、当該図面を金沢市役所都市政策局歴史文化部歴史建造物整備課において縦覧に供します。)

別図第2-2を次のように改める。

別図第2 - 2 伝統的建造物（建築物）に係る図面（森山校下部分）





別表第1中

80	M206	主屋	1棟	金沢市山の上町3番12号	
----	------	----	----	--------------	--

を

80	M206	主屋	1棟	金沢市山の上町3番12号	
81	M210	主屋	1棟	金沢市山の上町3番5号	

に

改める。

●金沢市教育委員会告示第7号

平成24年教育委員会告示第5号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成25年4月22日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

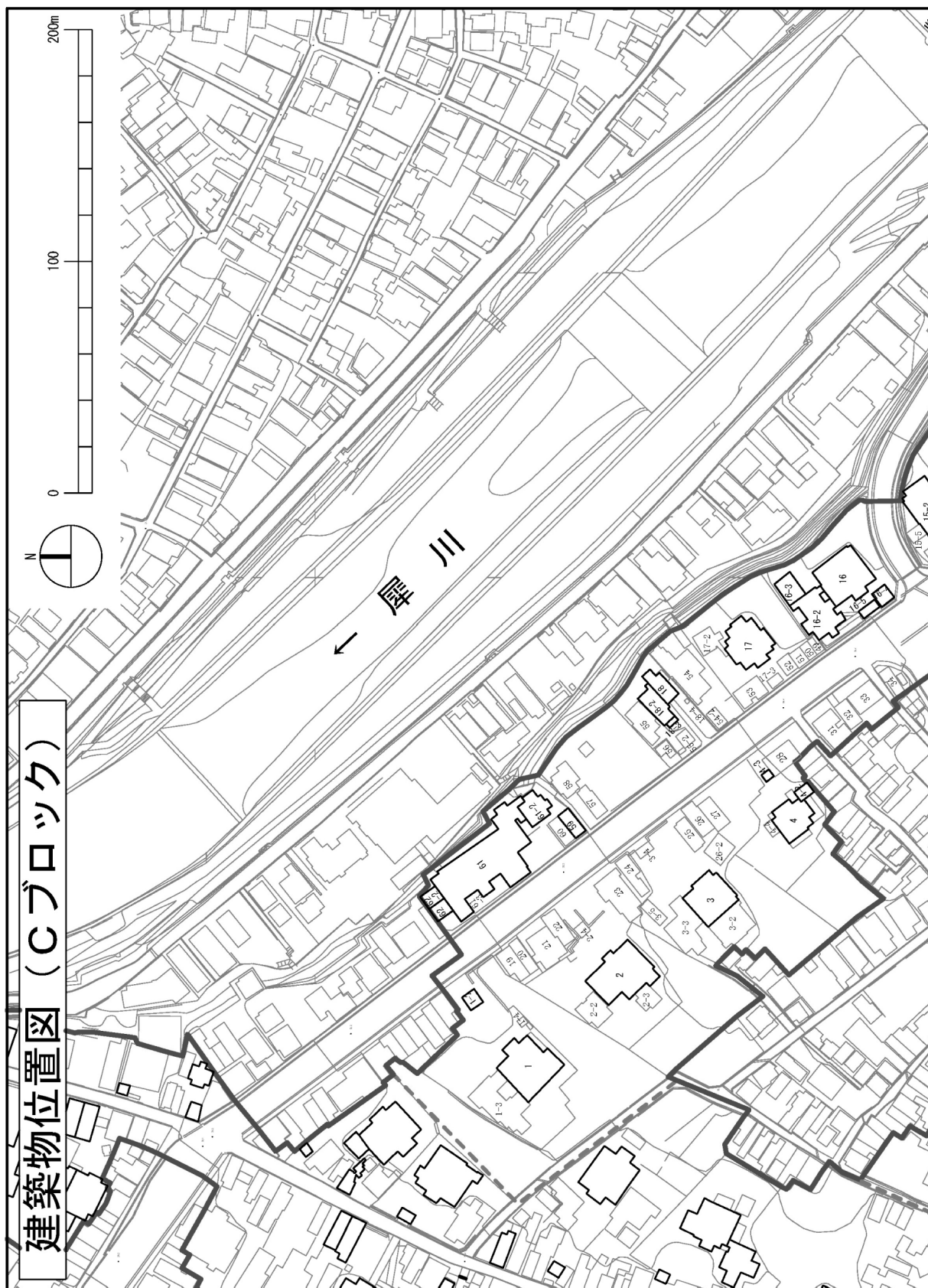
別図第2 - 1を次のように改める。

別図第2 - 1 伝統的建造物（建築物）に係る図面（全体）

（別図第2 - 1は、登載を省略し、当該図面を金沢市役所都市政策局歴史文化部歴史建造物整備課において縦覧に供します。）

別図第2 - 4を次のように改める。

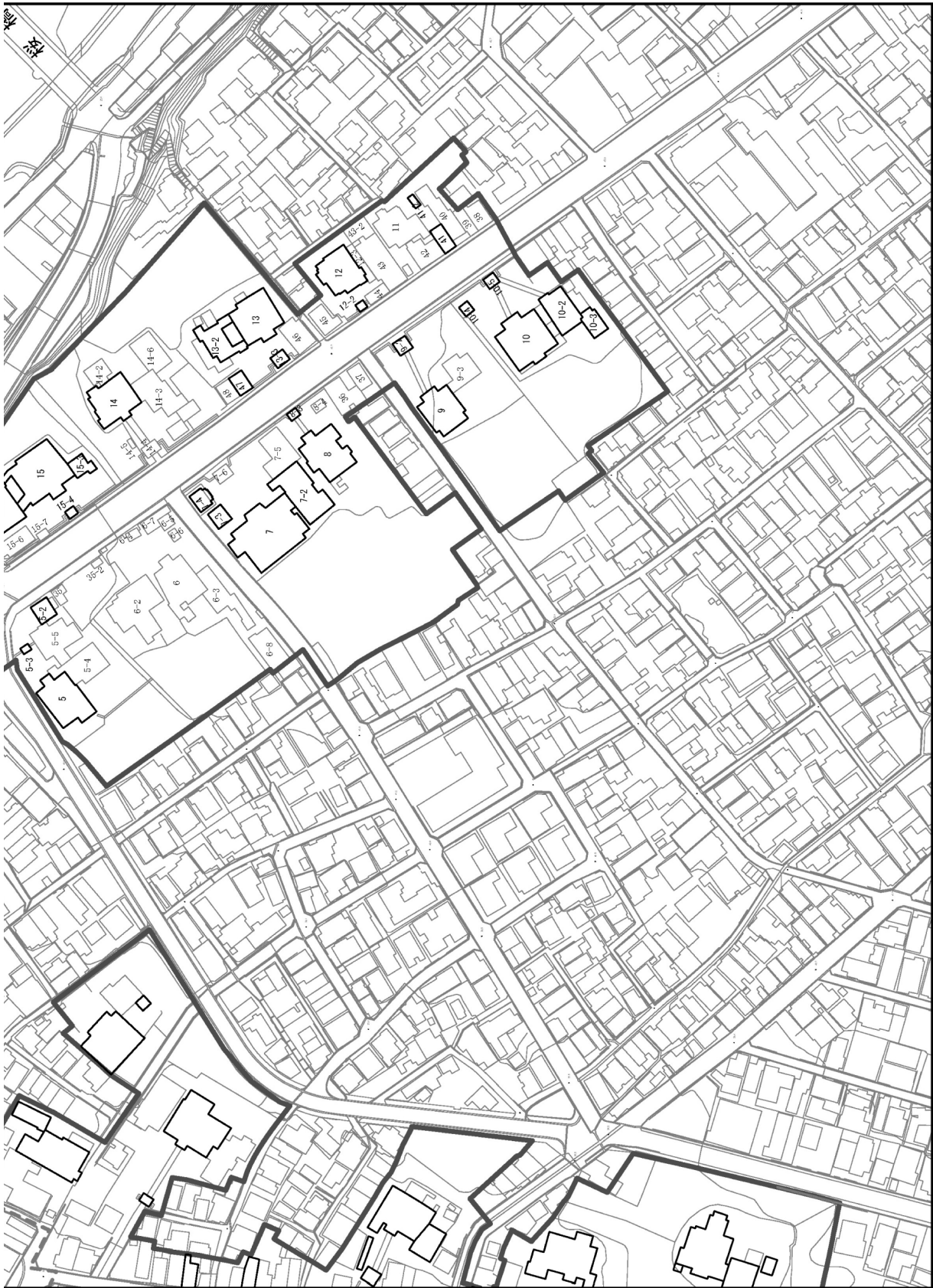
別図第2 - 4 伝統的建造物（建築物）に係る図面（Cブロック）



別図第3 - 1を次のように改める。

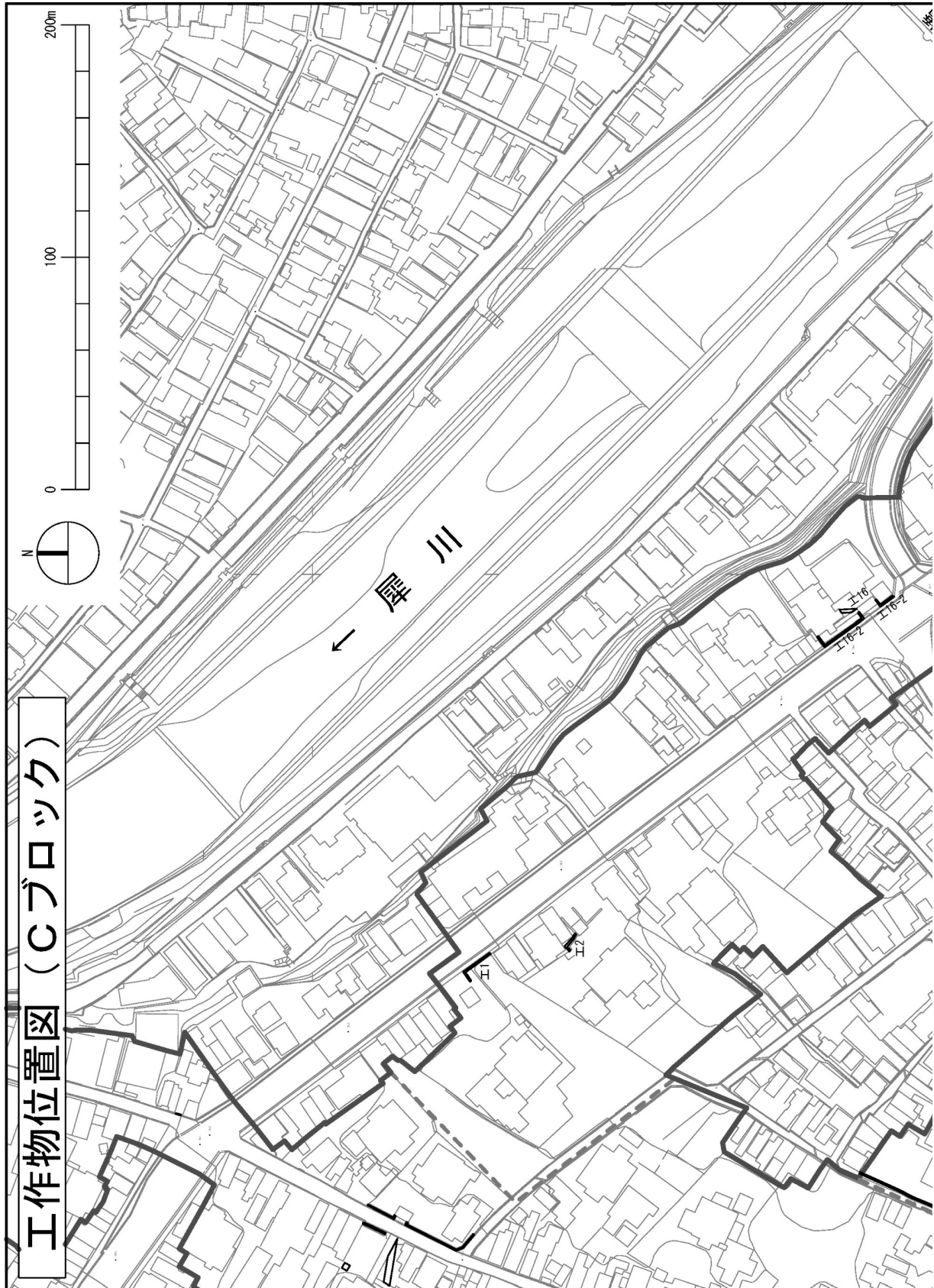
別図第3 - 1 伝統的建造物（工作物）に係る図面（全体）

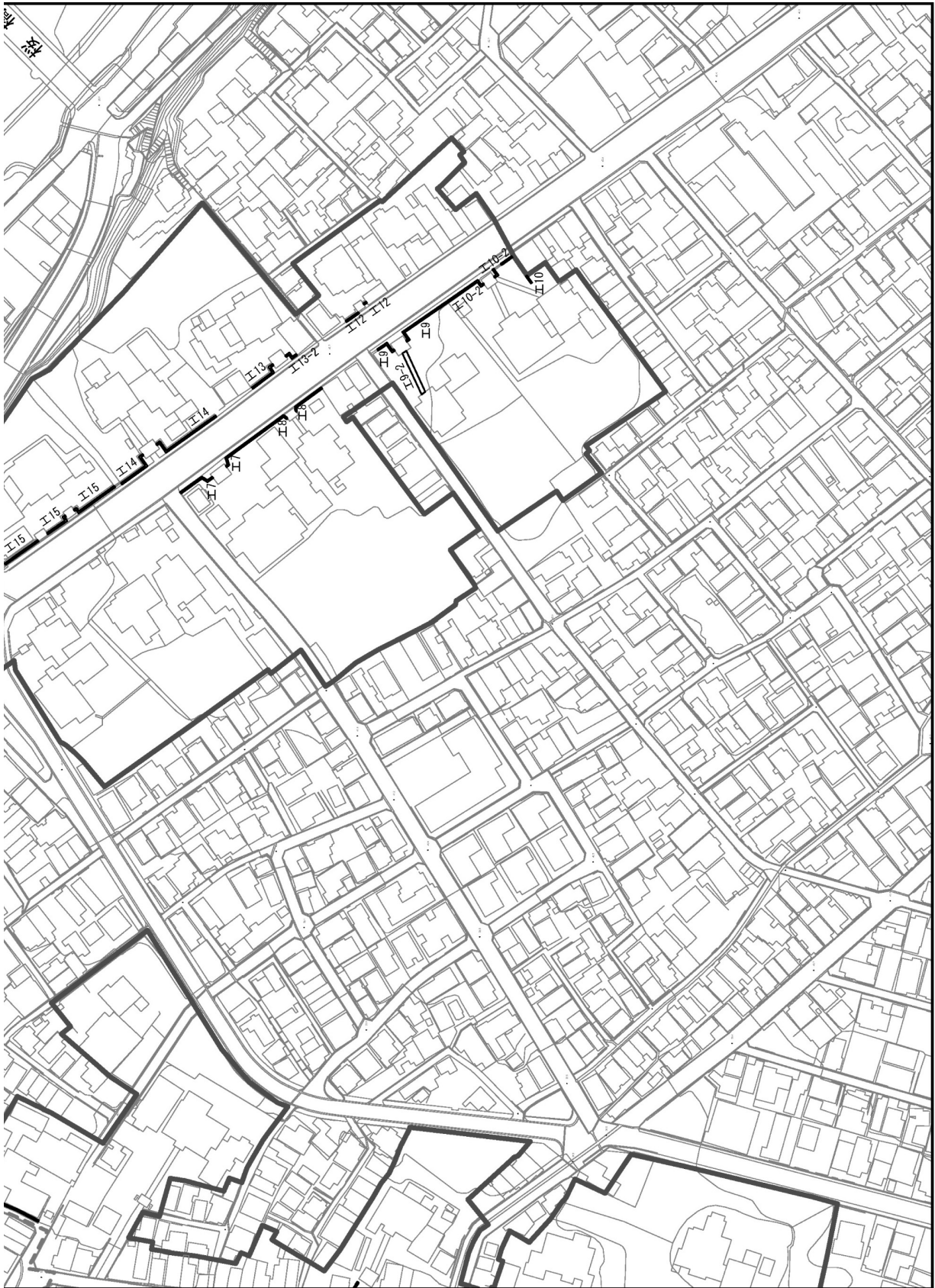
（別図第3 - 1は、登載を省略し、当該図面を金沢市役所都市政策局歴史文化部歴史建造物整備課において縦覧に供します。）



別図第3 - 4を次のように改める。

別図第3 - 4 伝統的建造物（工作物）に係る図面（Cブロック）





別表第1中

45	C 41 - 2	納屋	1棟	金沢市寺町3丁目2番28号		を
45	C 41 - 2	納屋	1棟	金沢市寺町3丁目2番28号		に
46	C 10	本堂	1棟	金沢市寺町4丁目2番6号(妙法寺)		
47	C 10 - 2	庫裡・客殿	1棟	金沢市寺町4丁目2番6号(妙法寺)		
48	C 10 - 3	書院	1棟	金沢市寺町4丁目2番6号(妙法寺)		
49	C 10 - 4	鐘楼	1棟	金沢市寺町4丁目2番6号(妙法寺)		
50	C 10 - 5	山門	1棟	金沢市寺町4丁目2番6号(妙法寺)		

改める。

別表第2中

30	B 工 5	石橋	1式	金沢市野町3丁目15番10号(玉泉寺)		を
30	B 工 5	石橋	1式	金沢市野町3丁目15番10号(玉泉寺)		に
31	C 工 10	土塀	1式	金沢市寺町4丁目2番6号(妙法寺)		
32	C 工 10 - 2	基壇石積	1式	金沢市寺町4丁目2番6号(妙法寺)	土塀含まず	

改める。

平成25年(2013年)4月22日	印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)4月22日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄